

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
アジア文化 交流セン ター	九州国立博物館令和7年 度冬季特別展「平戸モノ語 りー松浦静山と熙の情熱 ー」に係る展示資料等輸送 業務(11月借用)	令和7年10月27日	日本通運株式会社福岡 ロジスティクス支店	福岡市博多区下呉服町 1-1	2,505,096円	本契約に係る輸送については、所蔵者から貸出条件として、文化 財輸送について高い知識を持つ当該業者による輸送とすること とされており、また、同地域から複数の文化財を短期間で効率的に 収集・返還する必要があるため、経済性・効率性の観点から、当 該業者と一括して契約締結するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化 交流セン ター	九州国立博物館北側散策 路改修等調査業務	令和7年12月5日	パシフィックコンサルタ ンツ株式会社九州本 社	福岡市博多区博多駅 中央街7番21号	4,598,000円	当該業者は、九州国立博物館建設時に北側散策路周辺部の設 計を行った業者であり、当館の設計図書を保有し、施設・設備に 精通している。また、棧橋は当館の主要な設備の一つであり、早 急に改修を行う必要がある。よって、効率的に現場の現状に沿っ た改修方法を提案できるのは、既存計画策定業者である当該業 者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	092-929-3272
アジア文化 交流セン ター	文化財売買契約	令和7年10月31日	慶雅堂株式会社	福岡県福岡市中央区渡 辺通2-1 電気ビル	3,300,000円	「色絵梅樹文水注」は代替品がなく、所蔵者である当該法人以 外からは購入することができないため、当該法人との特命随意契約 とするもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交流課	092-929-3291
アジア文化 交流セン ター	文化財売買契約	令和7年10月31日	株式会社思文閣出版	京都府京都市左京区田 中関町2番地の7	5,500,000円	「忌宮神社文書」は代替品がなく、所蔵者である当該法人以 外からは購入することができないため、当該法人との特命随意契約 とするもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	交流課	092-929-3291
アジア文化 交流セン ター	文化財売買契約	令和7年10月31日	合資会社井上書店	東京都文京区本郷6-2- 8	4,400,000円	「北野天神御託宣記文」は代替品がなく、所蔵者である当該法人 以外からは購入することができないため、当該法人との特命随意 契約とするもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該 当)	交流課	092-929-3291
アジア文化 交流セン ター	九州国立博物館来館者対 応等業務(特別展「法然と 極楽浄土」に伴う追加ポス ト配置)	令和7年10月6日	テルウェル西日本株 式会社九州支店	福岡市博多区上川端町 13番8号	2,449,980円	テルウェル西日本九州支店は、通常開館時における来館者対応 等業務の委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者 対応を行う当該契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成す るためには、通常開館時と同一の相手方と契約を締結することが 必要不可欠であるため、同社を選定するもの。(地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	0929-9293272
アジア文化 交流セン ター	九州国立博物館来館者対 応等業務(特別展「平戸モ ノ語り」に伴う追加ポスト配 置)	令和7年12月17日	テルウェル西日本株 式会社九州支店	福岡市博多区上川端町 13番8号	2,466,702円	テルウェル西日本九州支店は、通常開館時における来館者対応 等業務の委託先であり、博物館の特殊性に応じた適切な来館者 対応を行う当該契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成す るためには、通常開館時と同一の相手方と契約を締結することが 必要不可欠であるため、同社を選定するもの。(地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	0929-9293272
アジア文化 交流セン ター	九州国立博物館開館20周 年記念式典レセプション業 務	令和7年10月10日	株式会社ゼットン	東京都渋谷区渋谷1-1 0-9 MIYAMASU TOWER9階	2,100,000円	当該業者は、九州国立博物館レストラン及びカフェを運営する委 託先業者であり、当館レストラン棟及びカフェ施設の設備に精通し ている。また、記念式典は当館で実施するため、式典後のレセプ ションを当館のレストラン及びカフェを利用し実施することで参加 者の利便性に配慮できる。よって、記念式典レセプションを効果 的、効率的に実施できるのは当該業者のみであるため、同業者を 選定するもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	広報課	0929-9293272

特命随意契約公表一覧表

所属	契約の名称	契約締結年月日	契約の相手方の名称	契約の相手方の所在地	契約金額 (税込み)	業者選定の理由および根拠法令	係(班)名等	電話番号
福岡県消費生活センター	令和7年度消費者被害の未然・拡大防止に係る啓発用広告動画配信業務	令和7年10月30日	アド印刷株式会社	福岡市博多区榎田1-3-23	2,574,000円	<p>本事業者は、令和6年度に企画提案型契約方式により委託業者に選定され、当該業務を誠実に履行した実績があることから、本契約も確実に履行することが見込まれる。また、業務内容については、昨年度に本事業者が制作した動画を昨年度同様に配信するものであり、本事業者と契約を締結することにより、効果的かつ効率的な動画配信が実施できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	相談啓発課	092-632-1600